

## 岸和田市における食品ロス削減に向けた連携協定書

岸和田市（以下「甲」という。）と株式会社コークッキング（以下「乙」という。）は、食品ロス削減に向けた連携について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の資源を活かし、岸和田市における食品ロスの削減及び食品ロスの削減に対する市民意識の向上を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次の事項（以下「本連携事業」という。）について相互に協力して行う。

- 市内事業者及び市民に向けた本連携事業に関する広報及び普及啓発
- 乙が提供するフードシェアリングサービス「TABETE」（以下、「TABETE」という。）を活用する市内飲食店の増加に向けた取組み
- 前2号に掲げるもののほか、甲乙間で協議して定める事項

### （甲及び乙の役割分担）

第3条 本連携事業の実施における、甲及び乙の役割分担は、次のとおりとする。

- 甲の役割
  - 甲のウェブサイト等の広報物、イベント等での「TABETE」に係る情報発信
  - 市内飲食店を対象にした「TABETE」の導入促進に係る機会の提供
- 乙の役割
  - 「TABETE」の導入促進に係る支援の提供
  - 甲の行政区域内における「TABETE」加盟店の取引件数等の実績資料の提供
  - 乙のウェブサイト等による本連携事業の広報

### （協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （連携期間）

第5条 本協定書の有効期間は、本協定の締結日から当該年度の末日までとする。ただし、有効期間の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも解約の申し出がない場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合は、解約を予定する日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより本協定を解約できるものとする。

### （費用負担）

第6条 第3条に規定する役割を実施するための負担は、甲乙それぞれが負うものとする。ただし、本協定に定めのない事項で本連携事業を行う上で両者に共通する事項があることが判明した場合には、甲乙が別途協議して役割分担及び負担割合を決定するものとする。

### （著作権）

第7条 本連携事業に係る画像等の作成物は、当該事業の目的に支障がない限り、甲乙共にそれぞれが行う広報等において無償で利用できるものとし、その利用を妨げない。

### （守秘義務）

第8条 甲及び乙は、本連携事業を通じて知り得た相手方の秘密を本協定の目的以外に使用し、又は第三者に開示、漏洩してはならない。

### （協議）

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定の各事項に疑義が生じた場合は、必要に応じ、甲乙協議の上、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年10月25日

甲 大阪府岸和田市岸城町7番1号  
岸和田市  
岸和田市長 < 自 署 > 印  
(市民環境部廃棄物対策課扱い)

乙 埼玉県東松山市元宿一丁目29番17号  
株式会社コークッキング  
代表取締役 < 自 署 > 印